

直前確認！

無期転換ルールへの 具体的対応

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される「無期転換ルール」が平成30年4月から本格化されます。

有期契約労働者を活用している企業においては対応が必要となります。

今回のセミナーでは、弁護士として企業への助言を多数行っている講師が、無期転換ルールの基本的な概念や就業規則の整備など実務対応を、具体的に解説いたします。

日 時 平成30年2月26日（月） 10時～12時

場 所 かながわ労働プラザ4階 第3会議室
JR石川町駅北口(中華街口)から徒歩3分、裏面地図参照

定 員 50人（申込先着順）

申込方法 電話、ファクシミリ（裏面の申込書）、ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7600/>

講 師 向井 蘭 氏

杜若経営法律事務所 弁護士

平成15年弁護士登録、狩野法律事務所（現 杜若経営法律事務所）入所。

労働法務を専門とし、解雇、雇止め、未払い残業代、団体交渉、労災など、使用者側の労働事件を数多く取り扱う。経営法曹会議会員。

著書、講演会等の実績多数。

受講料 無料

主催 神奈川県かながわ労働センター

〒231-8583 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階

電話：045（633）6110 内線2706 ファクシミリ：045（633）5401

かながわ労働センター 管理企画課 行
(ファクシミリ 045-633-5401)

2月26日 労務管理セミナー申込書

事業所名	
部署名	
電話	
住所	〒
参加者氏名	(ふりがな)
参加目的	1 工作上必要だから 2 自分の勉強のため 3 労働組合の活動に必要なから 4 その他 ()

御記入いただいた個人情報は厳密に管理し、今回のセミナーに関してのみ使用します。

定員に達し、御参加いただけない場合のみ、連絡いたします。

